

○ 財務省告示第三百二十三号 第五百条第十一項の規定に基づき、大蔵省令（昭和五十七年大蔵省令第三百三十号）第十二条第一項に依り告示する。

平成三十三年十月一日

財務大臣

麻生

太郎

五

四 三 二 一
発行方法 用振替の法律発行名称及び根柢記述
等の適応とその規定

で競争とて価のし定あ争争う札価振の以律社条九特十利付
あ争争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ平債第年別二付
つ入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」^{（昭和五十七年大蔵省令第三百三十号）}第十二条第一項に依り告示する。
て札札もれ募を格れられ、と發のる入受競た當時による発行に依る競争は受けけるものとし。
財同行に価額け争利競争に行い（以下「札価振替法」という。）の規定

五

イ

方募

ハ 口 イ

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競II加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

う億額
 ち円面
 、金額
 特別で
 会計に
 関する
 法律第
 一兆七千
 六百九十九

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価ーを場
 入場も加、た価格國定特
 札特の者財後格競債め別
 発別にご務に競争市る参
 行参よと大行参よと
 「加るに臣わされの行参よと
 と者発応がれ札發別にご
 い・行募各の行参よと
 う第へ限國募と加るに
 。II以度債入と者發応
 非下額市札のう・行募
 価ーを場で決。第へ限
 格國定特あ定。I以度
 競債め別つを及非下額

七

ハ　ロ　イ
　　払

非者特国札非入価込行争非者特国行争非者特国札非
価・別債発競札格入価・別債入価・別債発競
格第参市行争発競金札格第参市札格第参市行争
競I加場入行争額発競II加場発競I加場入

五四二三一
万千億十兆
円二八一七
百千万千
七四円六
十一百百
一十九三
一億十九
九十九六
千九万九
五百九千
十五百五
十百

でた条特
三利第別
千付一会
百国項計
四債のに
十に規関
五つ定す
億いにる
円て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し七

でた条特
四利第別
千付一会
二国項計
百債のに
八に規関
十つ定す
七いにる
億て基法
円、づ律
額き第
面發四
金行十
額し七

でた条特
二利第別
億付一会
八国項計
千債のに
六に規關
百つ定す
万いにる
円て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し七

万額發六億額發四
円面行十九面行十
金し二千金し七
額た条三額た条
で利第百で利第
二付一二一付一
千国項十兆国項
七債の五五債の
億に規万千に規
六つ定円六つ定
百いに、百いに
七て基同九て基
十はづ法十はづ
五、き第一、き

二　　ハ　　ロ

十二

口イ一

十十

發

九八

二

利入価・別債行争非者特国札非
札格第参市及入価・別債発競
発競II加場び札格第参市行争
率行争非者特国発競I加場、入

入価発
札格行行
発競価
行争格日

振額最
替額面位金
低入価・別債
行争非者特国行争
入札格第参市札
発競II加場發

年〇・一パーセント

十額格十額平す額の振五
五面三面成るの記替万
・錢金錢金三。整載法円
額以額十數又の
百上百年倍は規
円の円十の記定
にそに一金録に
つれつ月額はよ
きぞき二に、る
九れ九日よ最振
十の十る低替
九応九も額口
円募円の面座
六価六と金簿

万三千百三十
三億九千九百二十
五

二 十 十十 十 十
十 九 八七六 五 四 三

の経過期利込利子み子
初利子
後第の二利期
払過期利込利子
払元償償の二利期
払者入払期利期
期日参所金金期
期日加支額限
期日加支額限

財務大臣から通知を受けた者は、
平成三十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出しえる。
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{43}{365}}{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

規定期が銀行休業日に当たるとき、
規定する翌営業日に支払う。ただし、支払う（以て同じ。）。